一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　唐谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷。
高知県高知市五台山
字葛目山　四七〇三番二
　四七〇七番から四七一三番まで
　四七一四番一及び四七一四番二
　四七一五番及び四七一六番
　四七一七番一から四七一七番三まで
　四七一八番及び四七一九番
　四七二〇番一及び四七二〇番二
　四七二一番
　四七二二番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県高知市五台山
字葛目山　四七〇三番一　一号
　四七〇三番二　二号
　四七二二番一　三号
　四七二二番二　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オカダニ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷。
高知県吾川郡仁淀川町田村
字キタノウ子　三八四番
　六七八番
字ヲクタ　六七四番から六七七番まで
字コビサコ　四一九番
　九〇四番一から九〇四番三まで
　九〇五番一及び九〇五番二
　九〇六番
　九〇七番一から九〇七番三まで
字ヤマノカミウ子　九〇三番二
字シンミチノシタ　九〇八番
　九〇九番一及び九〇九番二
　九一〇番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県吾川郡仁淀川町田村
字カミヤシキ　三〇六番一　一号
字イノタニ　六七〇番　二号
　三八二番　三号及び四号
字シンヲヂ　四二〇番一　五号
字コビサコ　九〇五番一　六号
字キタノウ子　三八五番一　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　谷山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
高知県吾川郡仁淀川町
森字瀧脇　三七三六番及び三七三七番
　七五九八番から七六〇〇番まで
　七六〇四番から七六〇八番まで
　七六〇九番一及び七六〇九番二
　七六一一番
　七六一三番
　七六五八番
　三七八二番から三七九〇番まで
　七六九二番及び七六九三番
　七六九六番から七六九八番まで
　七七〇五番
　七七〇七番
　七七〇八番一及び七七〇八番二
　七七〇九番一及び七七〇九番二
　七七一〇番から七七一六番まで
　七七一七番一から七七一七番三まで
　七七一八番
　七七二〇番
　七七二一番一及び七七二一番二
　七七二三番一から七七二三番三まで
　七七二四番一及び七七二四番二
　七七二五番一
　七七二六番一及び七七二六番二
　字タルカゲ　三七三八番
　七六一四番
　七六一六番
　七六一七番一及び七六一七番二
　七六一九番一及び七六一九番二
　七六二一番から七六二四番まで
　七六二六番から七六二八番まで
　七七二七番二
　一二七〇六番二及び一二七〇六番三
　一二六六八番二
　一二六八七番
　一二六八八番二
　一二六八九番二
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
高知県吾川郡仁淀川町
森字瀧脇　三六三四番　一号
　三六七五番　二号及び三号
　三六九一番　四号
　七六〇四番　六号
　七五八七番　七号
　三六九八番一　八号
　三七〇五番一　九号
　三七九四番一　五号
字横滝
川渡字一本松
字地吉
字横滝

○国土交通省告示第千四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十月十九日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　志でが谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第六百五十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神崎郡神河町根宇野
字矢ノ川原　六五二番地先河川敷　一号
　六五二番　二号
　六四〇番　三号
　六五三番　四号
　六四一番　五号及び六号
　六五六番　七号
字宮ノ上　七二一番一地先道路敷　八号
字上垣内　七四九番三　九号
字中島　八七六番一　十号及び十一号
　九一四番　十二号及び十三号
　九一六番　十四号
　九一六番地先河川敷　十五号

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十月十九日
東北地方整備局長　徳山日出男
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
七　号　大館市根下戸新町六九番四から同市根下戸新町二〇七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所
供用開始の期日　平成二十三年十月十九日

○関東地方整備局告示第三百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年十月十九日
関東地方整備局長　下保　修
路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百二十六号　東金市丹尾字新田八四番七から同市小野字羽戸一四二二番四まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所
供用開始の期日　平成二十三年十月二十日